

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

奈良市長

## 公表日

令和5年7月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下、「申請者」という。)が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	エルタックス
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税ワンストップ特例申請ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表(24の項) 地方税法附則第7条第5項及び第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総合政策部秘書広報課
②所属長の役職名	秘書広報課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係 郵便番号630-8580 住所:奈良市二条大路南一丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係 郵便番号630-8580 住所:奈良市二条大路南一丁目1番1号
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ O ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業員に対する教育・啓発 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<b>【ア 基本情報】</b> 特定個人情報保護評価の対象となる事務の概要、当該事務において使用するシステムの名称、特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。 <b>【イ リスク対策】</b> 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このうち主なリスクを軽減するための措置の実施状況について記載するものとする。また、自己点検・監査、従業員に対する教育・啓発等のリスク対策の実施状況についても記載するものとする。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	公表日	2019/2/28	2020/5/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年5月1日	I-1-③	第55号の7様式作成用( 年寄附分市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書)及びエクセルファイル・CSV	第55号の7様式作成用(令和元年寄附分市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書)エクセルファイル・CSV	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年5月1日	I-5-①	財務部納税課	総務部納税課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	公表日	2020/5/1	2021/3/31	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	I-1-③	第55号の7様式作成用(令和元年寄附分市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書)及びエクセルファイル・CSV	第55号の7様式作成用(令和2年寄附分市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書)エクセルファイル・CSV	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	公表日	2021/3/31	2022/3/31	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	I-1-③	第55号の7様式作成用(令和2年寄附分市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書)及びエクセルファイル・CSV	第55号の7様式作成用(令和3年寄附分市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書)エクセルファイル・CSV	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年7月11日	公表日	2022/3/31	2023/7/11	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年7月11日	I-1-③	第55号の7様式作成用(令和3年寄附分市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書)及びエクセルファイル・CSV	第55号の7様式作成用(令和4年寄附分市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書)エクセルファイル・CSV	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年7月11日	II-1	令和3年1月31日時点	令和5年1月31日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月11日	Ⅱ-2	令和3年1月31日時点	令和5年1月31日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I-2	第55号の7様式作成用(令和4年寄附分市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書)エクセルファイル・CSV	第55号の7様式作成用(令和7年寄附分市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書)エクセルファイル・CSV	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I-5-①	総務部納税課	総合政策部秘書広報課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I-5-②	納税課長	秘書広報課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年3月11日	I-2		ふるさと納税ワンストップ特例申請ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年3月11日	I-3		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 及び別表(24の項) 地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年3月11日	I-4-②		削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年3月11日	Ⅳ-8		[○]人手を介在させる作業はない	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月11日	Ⅳ－11		<p>9) 従業者に対する教育・啓発</p> <p>十分である</p> <p>【ア 基本情報】            特定個人情報保護評価の対象となる事務の概要、当該事務において使用するシステムの名称、特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。</p> <p>【イ リスク対策】            特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このうち主なリスクを軽減するための措置の実施状況について記載するものとする。また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策の実施状況についても記載するものとする。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年3月11日	Ⅱ－1	令和5年1月31日時点	令和7年10月31日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年3月11日	Ⅱ－2	令和5年1月31日時点	令和7年10月31日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない